

尾張旭市いじめ問題対策連絡協議会 議事要旨

- 1 開催日時  
平成30年6月1日(金)  
開会 午後1時30分  
閉会 午後2時50分
- 2 開催場所  
尾張旭市役所3階 講堂1
- 3 出席機関  
尾張旭市小中学校校長会小学校代表、尾張旭市小中学校校長会中学校代表、  
愛知県中央児童・障害者相談センター、愛知県守山警察署、  
尾張旭市小中学校PTA連絡協議会、  
尾張旭市市民生活部市民活動課少年センター  
尾張旭市こども子育て部こども課子育て支援室  
尾張旭市教育委員会
- 4 欠席機関  
名古屋法務局春日井支局
- 5 出席した事務局職員  
教育部長 萬谷 久幸  
管理指導主事 川本 幸則  
教育行政課長 大津 公男  
教育行政課指導主事 山下 浩司  
教育行政課長補佐 長尾 三裕紀  
教育行政課学校教育係主査 水野 彰子
- 6 議題
  - (1) 平成29年度尾張旭市いじめ・不登校対策委員会の報告について
  - (2) 平成29年度いじめの認知件数について
  - (3) 尾張旭市いじめ防止基本方針の改定について
- 7 会議の要旨

事務局	<p>ただいまから、尾張旭市いじめ問題対策連絡協議会を開催します。私は、司会進行を務めます尾張旭市教育委員会教育行政課指導主事の山下と申します。どうぞよろしくお願ひします。</p> <p>進行は、お手元に配布いたしております次第に沿って進めてまいります。</p> <p>次第2を御覧ください。協議会構成機関及び出席者の紹介についてです。資料1を御覧ください。本来であれば、お一人ずつ御紹介するところですが、時間の都合上紙面をもって紹介に代えさせていただきます。</p> <p>それでは次第3、会長及び職務代理者の選出についてです。</p> <p>添付しました資料2の尾張旭市いじめ問題対策連絡協議会等条例第4条第1項で、会長は、構成員の互選によって定めると規定されております。どなたかよろしくお願ひします。</p>
小学校代表	<p>教育委員会で様々な事例に接していらっしゃる河村教育長が適任であり、推薦したいと思ひます。</p>

事務局	<p>ただいま会長に河村教育長の推薦がございましたが、他にはございませんか。</p> <p>特に御意見がありませんので、河村教育長にお願いしたいと思います。</p> <p>(拍手)</p> <p>それでは、教育長、会長席をお願いします。</p> <p>続きまして、職務代理者を決めさせていただきたいと思えます。</p> <p>職務代理者の選出は、尾張旭市いじめ防止対策連絡協議会等条例第4条第3項で、会長が指名することになっていますので、会長より指名をお願いします。</p>
会長	<p>子どもたちをしっかりと見守っていただいている愛知県守山警察署の、加藤さんを職務代理に指名します。</p>
事務局	<p>ただいま会長より指名がありました守山警察署 加藤さんに、職務代理者をお願いしたいと思います。</p> <p>会長と職務代理者が決まりました。</p> <p>それでは、会長から御挨拶を頂ければと思えます。</p>
会長	<p>&lt;あいさつ&gt;</p>
事務局	<p>ありがとうございました。それでは会の進行につきましては河村会長をお願いします。</p>
会長	<p>それでは、以後の進行を次第に従いまして進めていきます。</p> <p>次第5 議題</p> <p>まず、議題について 説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議題の(1)から(3)について、まとめて説明します。</p> <p>資料3を御覧ください。平成29年度尾張旭市いじめ・不登校対策委員会の報告です。5ページを御覧ください。5ページから8ページに、毎年10月に行われる、無記名のいじめの実態調査の結果分析があります。5ページにある「学校は楽しいですか」との問いに対し、約90%の児童生徒が肯定的な回答をしております。ただ、1割の児童生徒は否定的な回答となっており、原因が何かをつかみ、改善のために具体的な対応を取る必要があります。</p> <p>6ページを御覧ください。「いじめられてどうしましたか」との問いに対し、昨年度に引き続き「がまんをした」と回答した割合が、小学校、中学校とも一番高くなっていました。</p> <p>また、「いじめはどうなりましたか」との問いに対し、20%以上が、「今も続いている」と回答しています。</p> <p>学校はアンケートを受け、児童生徒に対し教育相談を行い、いじめの解消に取り組んでいます。アンケートだけでなく、普段の観察やいじめの積極的認知により早期対応ができるようにすることが求められております。加えて、未然防止の取り組みにより発生件数を減らしていくことも進めていかなければなりません。</p>

資料4を御覧ください。29年度のいじめの認知件数となります。裏面のいじめの数は、今まで、文書により詳細に報告されたいじめの件数になります。

学校では、詳細な文書により報告された事案だけでなく、学校がアンケートや相談などで分かり対応した、すべての事案について件数としてあげていくこととしました。

いじめの態様の中で、「パソコンや携帯電話などで、誹謗や中傷やいやなことをされる」という区分について、中学校で8件あがっております。表面化しにくい事案であることや、一度出回った情報が拡散し、容易に削除ができないこともあります。学校だけでなく、家庭と協力してネット利用のマナーやモラルに関する教育を進めることが今まで以上に必要と考えます。

資料5を御覧ください。「尾張旭市いじめ防止基本方針」になります。こちらは、いじめ防止対策推進法附則第2条第1項の規定に基づき、3年をめぐりに見直しがされ、平成29年3月14日に国のいじめ防止等の基本方針の改定が行われ、それに対応し、本市のいじめ防止の対策を総合的かつ効果的に推進するため見直しを図り、平成30年1月24日改定したもので、改定点が分かるように見え消しの資料になっております。

それでは、主な改定内容について説明をさせていただきます。

2ページを御覧ください。第1の1、「いじめの定義」においてけんかやふざけ合いであっても、児童生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断することを加えました。これは、積極的にいじめを認知し、いじめの芽を小さいうちから確実に摘み、早期対応・早期解決を図るためのものです。

次に3ページを御覧ください(3)「いじめへの対処」で、いじめが「解消している」状態に至った場合でも、当該いじめの被害児童生徒及び加害児童生徒を注意深く観察するなど再発防止に努める。と加えました。

次に7ページを御覧ください。第3の1、「学校いじめ防止基本方針の策定」において、学校いじめ防止基本方針に基づく取組の実施状況を学校評価の評価項目に位置づけ、学校におけるいじめ防止等の取組の改善を図ることができるように加えました。

次に8ページを御覧ください。「3いじめ防止等の取組」で道徳科の授業はもとより、学級活動、児童会・生徒会活動等の特別活動において、児童生徒が自らいじめ問題について考え議論する活動や、校内でいじめ撲滅や命の大切さを呼びかける活動、相談箱の設置等、子ども同士の主体的な活動を推進するように付け加えました。

	<p>最後に9ページを御覧ください。</p> <p>1教育委員会または学校による調査の(1)重大事態で、児童生徒又は保護者からの申し立について、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があるにとらえ、しっかりと調査をするよう加えました。</p>
会長	<p>それでは、ただいまの説明について、御意見、御質問等ありますか。</p>
少年センター	<p>少年センター所長からの伝言があります。</p> <p>「実態調査の中で、いじめがいつ、どこで、どんな場面で起こったのか。いじめはいろんな所で起きていると思うが、その時、いじめ防止のアクションをどう起こすか。手がかりをつかまないと、事後の後始末に終始しては追いつかない状況である。今後のアンケート方法の改善や工夫をする必要がある。」とのことです。</p>
会長	<p>的確なアドバイスをありがとうございます。</p> <p>資料3 5ページの「学校が楽しいですか」との問いといじめとの関連はどう結びつけているか、また、「いじめられたことがありますか」の問いについては毎年の学年ごとでの対比ではなく、同じ児童生徒たちでの対比をしていくといった調査方法があっても良いのではないかと思います。</p> <p>また、いじめがいつ、どこで、どんな場面で起こっているのかを事前に知ることがいじめの未然防止につながるのではないかと思います。今後、事務局側でアンケート方法の工夫をお願いします。</p>
小学校代表	<p>いじめの認知件数は、誰がどう認知したものを明確にしたほうが良いと思います。</p>
少年センター	<p>小学校では、学年が変わったときに、からかいや仲間はずれといった相談が多いです。</p> <p>中学校では、パソコンや携帯電話等での誹謗や中傷といった相談が多いです。</p> <p>小学校と中学校では、相談内容が大きく違います。</p>
小学校代表	<p>小学校では、からかいや仲間はずれといったことがあれば、その場で指導することを基本としています。</p>
会長	<p>いじめ基本方針のなかのいじめへの対策で、「解消している」状態に至った場合でも、注意深く観察するなど再発防止に努めるとあります。よく謝罪をしたことでけじめをつけたと思われがちですが、その後が肝心です。いじめは継続性があるものであり、その場限りで終わるものではなく、奥が深いものであることを指導側、保護者側も理解することが必要です。</p> <p>どのような場所、状況でいじめが起きやすいのかを知っておくことがいじめを少なくする方策であると思います。</p>
子育て支援室	<p>子育て支援室では、児童生徒の不安、悩みや、保護者の様々な家庭の悩み相談に応じています。</p> <p>いじめを受けた側だけでなく、いじめをした側からも相談があります。</p>

	いじめをした側にもアンケートを行い、いじめたとき、どんな気持ちだったかを聴いていくなかで、いじめを受けた側の気持ちを分からせることも必要ではないかと思えます。
会長	それでは、議題(1)から(3)につきましては、以上とします。 引き続き関係機関等の連携について、事務局から説明をお願いします。
事務局	本協議会の目的でもあります関係機関との連携ということで、本日お集まりいただいた機関等がいじめ問題に対して、それぞれどういった活動をしているかを共有し、今後のいじめ問題対策に生かしていくことができれば、と考えております。
会長	各機関の取り組みについて、順に発言をお願いしたいと思います。
小学校代表	学期ごとに市内の小中学校で5、9、1月に記名式アンケート調査を行っています。誰がいじめを受けていると答えているかを把握し、即時的に対応をしています。 また、教育相談といって担任と児童1対1で相談する機会を設けています。教育相談のアンケートもあり、時間をかけて話をし、いじめの把握を行っています。 10月には、無記名式でアンケート調査を行い、いじめの全体的な傾向を把握しています。 いろいろな形でのいじめが増えており、特に低学年の保護者が敏感になっているという実感があります。
中学校代表	いじめへの取り組みは小学校と同じです。悪口を言われた、からかわれた等、この生徒にやられたとはつきり分かる場合は、両生徒から話を聴き、保護者に連絡するといった対応を行います。しかし、盗み、隠す、ノートの落書き等、誰がやったか分からない案件の対応が難しいです。やった人は名乗り出るよう、また、何か知っている人がいれば言うよう全生徒に向けて話しますが、なかなかやった生徒が分からないため、指導ができず困ります。また、やった生徒が分かった案件でも、対応後に表面上は解決したかのようにみえても、次は別の手口でいじめが行われることも考えられるため、職員には安心しないよう伝えています。
愛知県中央児童・障害者相談センター	愛知県中央児童・障害者相談センターでは、保護者や本人から直接いじめ相談を受付ける「いじめ相談の窓口」と「子ども家庭110番」という電話相談があります。 実態としては、平成29年度、愛知県内に10か所ある児童相談所に寄せられたいじめ相談が43件で、中央児童相談所1年間では、3件と少なくなっています。 非行相談や家庭内暴力がある子どもの話を聴いていると、過去にいじめられていたということがよくあります。

	<p>個人的な感想になりますが、発達障がい傾向がある子どもが低学年時にいじめを受けて長い間友達ができず、不良仲間をつくって非行化する、内向的な子どもが不登校になって家庭内暴力を行うといった印象が強いです。</p> <p>児童相談所の特性として、問題行動が起こってから相談を受けることが多いので、いじめを発見するというよりは、問題行動が起こった後、相談を受けて事後解決するといった機関となります。</p> <p>未然にいじめを防止するといった面では、発達相談や発達検査を受けた子どもの保護者に、その子どもの特性を伝えるとともに友達との関わりかたなどを教える支援教育を行ったり、保護者の了解を得た上で情報を学校に伝えたりすることができるのではないかと思います。</p>
愛知県守山警察署	<p>いじめの1番の特効薬は、スピードです。いじめの芽が小さいうちにつむことが大切です。</p> <p>もう1つ、いじめを見つけたときは、先生が毅然とした態度で注意すること、そして親からのクレームに対しても学校の方針を曲げないことです。</p> <p>私は子どもたちに、嘘をつくこと、ものを盗むこと、人を傷つけること（言葉の暴力も含む）、この3つは人間として最もやってはいけないことだと機会があるごとに言い聞かせています。</p> <p>過去に、中学校でノートを破られた、シューズを隠されたといった警察に被害届が提出された事案がありました。被害届を提出する保護者の多くは、学校に不信感を抱いており、学校は対応してくれないと言います。</p> <p>この時は、学校に防犯カメラの設置を依頼しました。防犯カメラの設置については、監視と捉えるのか、子どもの安全を守るものなのか、それぞれ考え方はあると思いますが、抑止力にはなりません。</p> <p>被害届の提出は最終手段ですが、警察としてやれることはやる、学校もやれることをやることで臨機応変に連携していくことが大切だと思います。</p>
子育て支援室	<p>いじめは、児童生徒から発信することが難しく、特に発達障がいや知的障がいがある児童生徒は自己表現があまり上手ではありません。いじめを受けてもこわくて先生や親御さんに話せないケースもあります。いじめは、どの児童生徒にも起こり得るという認識をもって未然防止、早期発見につながるよう学校、関係機関と情報共有しながら連携を図っていきたいと思います。</p> <p>緊急の案件については、児童虐待の通告をお願いします。</p>
少年センター	<p>少年センターでは、街頭相談、市内巡回と電話相談を行っています。街頭相談は、遅刻や気になる児童生徒の相談や学校を飛び出し</p>

	<p>たとの通報があると捜索をしています。電話相談では、いじめというよりも学校生活での心配事が多いです。</p> <p>昨年度、本人から仲間はずれにあったといじめの電話相談がありました。</p> <p>中学校男子から仲間はずれやからかいを受けたとの相談が多く、保護者からは不登校の相談が多いです。</p> <p>電話相談は、顔が見えない分、何でも話してもらえます。</p> <p>少年センターの受付時間の関係上、限界がありますが、何かあったときはすぐ対応できる体制を整えています。</p>
尾張旭市PTA連絡協議会	<p>いじめのうわさ話はよく聞きます。</p> <p>特に中学校はスマホ関係が多いです。</p> <p>いじめにまで発展しなかったものもありますが、子どもの友達がいじめがきっかけで不登校になり、どうしたらよいのか悩んでいます。</p> <p>いろいろな子がいると感じています。</p>
会長	<p>いじめが分かるときは表面化しているときで、なんらかの対応や行動ができます。いじめが表面化していない場合でも、家庭で良い関係が築けていると情報が入ってきます。その情報を学校や関係機関に教えてもらいたいと思います。</p> <p>いじめの対応は学校だけでなく、家庭や地域での対応が必要です。</p> <p>また、いじめ問題は、発達障がいや不登校など複合的であり、単独ではありません。そのような観点での取り組みが必要です。</p> <p>また、自分たちでいじめを確認できないときは、防犯カメラ等での対応を積極的に行っていくことも1つの方法だと思います。</p>
子育て支援室	<p>地域で子どもたちをみかけたとき、友達を仲間はずれにしている様子だったので注意したのですが、遊んでいるだけと言われてしまいました。このようなときは、どう対応すればいいか悩んでいます。</p>
会長	<p>声をかけてあげるだけでもよいと思います。積極的に声をかけてあげてください。</p>
少年センター	<p>声かけだけでも気づきがあるかもしれません。</p> <p>声のかけ方が難しい場合もあります。</p>
小学校代表	<p>4年生がCAPプログラムといって、暴力から自分を守るという勉強を行っています。その中で、いつもかばんを持たされていると想定して、それを断るロールプレイを行っています。健全なソーシャルスキル、上手な切り抜け方、そのような状況を乗り越える勉強を子どもたちに提供できるといいと思います。</p>
会長	<p>いじめに係るアンケートで、表面上に出てこないいじめに気づくことはありますか。</p>
小学校代表	<p>「いじめられている」と書いてから消しゴムで消した痕跡や、要注意の子が「いじめられていない」と記入している場合があります。</p>

事務局	<p>携帯電話でのいじめについては、既に取り返しがつかない状況になっている場合があり、難しいです。犯罪として対処していくため、何かあったらデータを保存して欲しいと思います。</p>
会長	<p>現状の市の取り組みでは不十分なところがみえてきたと思います。</p> <p>いじめは社会背景によって様変わりしていくところがありますので、時代を的確に捉え、意見を聴きながらいじめを未然に把握できる方法を考えて欲しいと思います。</p> <p>最後に、次第6 今後の予定について、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局	<p>それでは、今後の予定について説明をさせていただきます。</p> <p>この協議会の開催については、各年度1回ないし2回を予定しております。</p> <p>今年度につきましては、特別に連絡や共有すべきことなどがありましたら、開催したいと思いますので、御協力をお願いします。</p>
会長	<p>その他、何かございますか。ないようですので、これで、尾張旭市いじめ問題対策連絡協議会を終了します。</p>